

[事案 28-88] 転換契約無効請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時の募集人の説明不十分などを理由として、転換手続の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

親は、昭和 61 年 11 月に契約した養老保険を、平成 16 年 1 月に医療終身保険に分割転換したが、以下の理由により、転換手続を無効とし、転換前契約を復旧してほしい。

- (1) 転換価格が転換後契約の特約保険料の一時払いに充てられ、死亡した場合に払戻しがないことの説明がなかった。
- (2) 転換後契約の申込書は偽造されている。
- (3) 転換前契約の年払保険料が、本件転換手続がなされたことで、10 か月分の保険料が掛け捨てになった。次の保険料支払期まで手続きを待つのが普通である。
- (4) 契約転換の前後で入院給付金日額は変わらないにも関わらず、転換価格を充当しない場合の転換後契約の保険料は、転換前契約の保険料の 5.9 倍になっていることの説明がなされていない。
- (5) 契約転換時、設計書は 2 通しか提示されておらず、親に選択の余地がなかった。
- (6) パンフレットに適切な解約返戻金が記載されておらず、親は、解約返戻金額を正確に理解できていなかった。

<保険会社の主張>

以下のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が使用した提案書には、本件転換手続の内容がわかりやすく説明されており、提案補足資料の保険料明細書では保険料内訳なども説明されている。
- (2) 申立人の主張する申込書の偽造は、申込書上の社内事務処理用の番号や補記について独自の解釈にもとづくもので、偽造（権限のない者が作成名義を偽って作成すること）には当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったと認めることはできないこと等から転換手続の無効および転換前契約の復旧は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづく手続を終了した。